

令和8年度 岡崎市立大門小学校

学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ防止」の基本的な考え方

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、いじめ防止に全職員が共通意識をもち、組織的に対応する最重要課題である。
- ・いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が努める。

いじめの定義（岡崎市いじめ防止等のための基本方針 令和元年6月 より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめの解消（文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題調査より」）

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「校内いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、子供からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

< 構成員 >

校長	教頭	教務主任	校務主任	校務補佐	生活指導担当	長期欠席担当
学年主任	該当学級担任			養護教諭	スクールカウンセラー	
スクールソーシャルワーカー						

3 令和8年度の取組

(1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ①学級集団適応心理検査（WEBQU）の結果より、「学級生活満足群」に属する子どもの割合が高い学級が多い。しかし、「侵害行為認知群」に属する子もおり、友人関係や対人関係でのトラブルを抱えている子も一定数存在する。
- ②学期ごとに行う「学校生活アンケート」では、友人関係、対人関係トラブル発生件数が一番多い。発生理由として、「悪口や暴言を言う」、「叩く、蹴るなどの暴力」が多い。また、「ズボンをおろされ、身体的接触があった」という学年もあった。

(2) 課題を解消するための今年度の目標

- ①自分に対する「自己評価」から生まれる自尊感情だけではなく、他者からの評価により、自己有用感を高めることで、仲間の存在をベースにした学級生活の満足感の向上が期待できると考える。そこで他者理解を深め、互いのよさに目を向ける取組を以下のように充実させる。

【具体的な取り組み】

- ・学校保健委員会にて、他者に触れないことの重要性を話し、交流活動を活用したソーシャルスキルトレーニングを行う。
- ・学校生活を送る中で見つけた友達のよい言動をカードに書いたり、帰りの会で発表したりする機会を設ける。 等

②子どもがいじめを受けている事実やいじめによる辛く苦しい心境を素直に打ち明けられるよう、担当をはじめとする教職員との信頼関係を構築することが大切である。また、悩みを抱えた子どもが適切に相談できる力を養うことや、相談機関を子どもや保護者に周知することも大切である。そこで以下のような取組を進めていく。

【具体的な取り組み】

- ・子どもと一緒に遊んだり、会話を楽しんだりするなど、日頃から積極的に子どもと関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・子どもの努力やよい姿を逃さず、温かい言葉で本人に伝えられるよう、子どもの日常観察を積極的に行う。
- ・学校生活アンケート実施後、担任は学級の子ども全員と面談を行う。学校生活アンケートへの記述内容に対する聞き取りを丁寧に行い、子どもの声に耳を傾ける。また、アンケート実施から3か月後に、「いじめられている」等相談のあった児童に再度聞き取りを行い、いじめが解消されたかを確認する。
- ・子どもとの面談は、担任だけではなく、必要に応じて学年主任、部活動顧問も交えて行う。
- ・校内の相談窓口を増やし、担任以外にも安心して相談できる環境を整える。 等

4 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめ等に関する学校生活アンケートや保護者へのアンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 年間計画の見直しを図る。

5 いじめ防止に係る年間計画

	学期	月	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
P ↓ D ↓ C ↓	1 学 期	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」の策定と共通理解、過年度までの情報の共有【教職員】 ・学年、学級開き【学年・学級】 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ・身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（紙面、ホームページ） ・授業参観、PTA総会 ・学校運営協議会
		5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級活動を通じた仲間づくり、道徳の実施【学年・学級】 ・いじめに関する研修の実施【教職員】 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査の実施①（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育科発表会
		6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・webQUの分析、活用のための現職研修【教職員】 ・校内支援委員会の実施【教職員】 	<ul style="list-style-type: none"> ・webQUの実施、分析 ・いじめアンケート調査の実施②（児童、保護者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・山の学習（5年）

A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	2 学 期	7月	・1学期の取組の振り返り、課題の共有【教職員】	・担任と児童の個別面談	・学校運営協議会 ・学校保健委員会 ・個人懇談会 ・大門キッズセッション
		8月	・いじめや教育相談に係る研修会への参加【教職員】		
		9月	・夏休み明けの児童の様子を把握【学年・学級】 ・学年、学級活動を通じた仲間づくり【学年・学級】	・身体測定 ・いじめアンケート調査の実施③（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談	
		10月	・いじめ防止のための道徳の授業の実施【学年・学級】 ・いじめに関する研修の実施【教職員】		・授業参観
		11月	・webQUの分析、活用のための現職研修【教職員】 ・校内支援委員会の実施【教職員】	・webQUの実施、分析 ・いじめアンケート調査の実施④（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談	・修学旅行
		12月	・人権週間に関わる道徳の授業の実施、標語の作成【学年・学級】 ・2学期までの取組の振り返り、課題の共有【教職員】		・学校運営協議会 ・マラソン大会 ・ダイヤモンドフェスティバル ・個人懇談会
		3 学 期	1月	・冬休み明けの児童の様子把握【学年・学級】	・身体測定
2月	・学校行事、学年、学級活動を通じた仲間づくり【学年・学級】		・いじめアンケート調査の実施⑤（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談	・交通指導員、登下校ボランティア感謝の会	
3月	・1年間の振り返り【学級】 ・指導記録の整理進級する学年への引継ぎ資料の作成【教職員】 ・いじめ防止基本方針の見直し【教職員】			・学校運営協議会 ・卒業式	

必要に応じて教育相談の実施毎月の職員会議で情報交換を実施する。

※「大門小 学校いじめ防止基本方針」は、「岡崎市いじめ防止等のための基本方針」（令和元年6月改訂）に準拠しています。